

止めよう! 変形労働制 43

緊急シンポジウム～工藤祥子さんの講演より③

過労死に対する教育委員会の軽い扱いに、 死を否定されたような更なる悲しみ、悔しさ

●教師の過労死・過労自死について、責任の所在がはっきりしない

教師が過労死・過労自死した際の責任の所在がはっきりしません。我が家の事案では、認定から3か月後、他界から6年半経って、教育長より各学校管理職宛に、「こういう報道があったので、過労死だと思います」「だから、ストレスのない職場づくりに努めてください」という依頼書が届いただけでした。

この対応に、私は、立ち直れないほど傷つきました。教師の死が、悼まれることもなく、こんなにも軽いのだと、今も憤りを感じ、この活動の原動力にもなっています。

我が家の事案のみならず、そもそも、児童生徒の事故などでは謝罪をしても、部下である教師の死には誰も責任を取らないということは、許されないことです。

教師の過労死・過労自死 責任の所在がはっきりしない

公務上災害と認定3か月後、教育長からの各学校への通知

・・・先般市内中学校教諭がくも膜下出血により死亡した件について・・・神奈川県支部審査会が取り消す裁決を行った旨の新聞報道があり・・・公務外としたものを・・・改めて公務災害として認定する通知がありました。その理由として「長時間に及ぶ時間が勤務や通常の範囲を超えた職務内容」と当該疾病の因果関係を認めたことが考えられます。・・・健康障害を防止するため、次の取り組みをしていただくよう、改めて依頼します。

- 1、産業医等による面接指導の徹底
- 2、時間外勤務の縮減及び時間外勤務の記録簿等への記入の徹底
- 3、職場環境の改善
- 4、年次休暇等の取得促進

～仕事による過労やストレスを感じる事が少ない職場環境づくりに努めて下さい・・・～心がけて下さい・・・などの文書とともに、面接の説明書

過労死の軽い扱い、
死を否定されたようで
更なる悲しみ、悔しさ

公務災害事案は責任の所在が大変曖昧。
教員の過労死防止・根絶の大きな障害になっている。

- 公務災害認定者は少なすぎる
10年間で64名→年間6名、
多くの被災者が泣き寝入り現実
- 給特法による労務管理意識の鈍感化

●責任の所在の曖昧さと縦割り行政が、教師の過労死等の防止を遅らせている

現在、公務災害で過労死と認定された数は、2008年からの10年間で約63名、平均すると1年間で6名です。この数は、多いでしょうか?少ないでしょうか?

現在、教員の在職死亡者数は、年間で400～500名、精神疾患による休職者数は約5000名です。この全てが「過労死等」ということではありませんが、これだけ「過労死ライン」を超えて働く人が多い職業で、過労死の認定がこんなにも少ないということはありません。ほとんどの方は、申請もすることなく「病死」とされています。そのことも、私の今の活動の原動力です。

教員の死は、このように、各自治体で認められない、責任を取られず、公務災害認定のハードルも高くなっています。働いているときは文科省の所管ですが、被災をした途端に、総務省管轄の地方公務員災害補償基金の所管になります。この、責任の所在の曖昧さと縦割り行政が、教師の過労死等の防止をさらに遅らせている最大の原因だと考えます。

私は、遺族として、教師の過労死等を文科省と総務省がいっしょに把握して分析し、その原因を明らかにすることで、過労死等の防止や業務改善につながると考えて、訴えているところです。